

質問回答（要求水準書）

NO	日付	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答	備考
1	R8.2.27	16	第5	(3)	ウ	近隣住民への配慮	工事案内文章を近隣住民へ配布・説明することとあるが、あきらかに必要でない場合は貴市と協議の上、不要としてよいか。	お見込みのとおりです。	
2	R8.2.27	12	第4	(2)	ア	空調設備等に関する設計業務	設計図の作成にあたり、各校の校舎に関する図面(校舎配置、校舎、電気設備等)は事前にjww等のCADデータでいただけるという認識でよいか。	お見込みのとおりです。契約後、契約事業者到校舎配置図、平面図、立面図のjwwデータの他、以前に実施している空調設備工事等の市が保有している図面データの内、事業者が必要とするデータを提供します。	
3	R8.2.27	3	第2	(2)		事業の対象となる施設	第2次今治市学校適正配置基本方針にもとづき統廃合検討対象校となっているため、空調整備対象校は今後変更となる可能性があるとの見込みがあるが、見積りにあたり対象校がわからないため算出することが出来かねる。部屋の指定をいただけるのはいつ頃か。	空調整備の見積対象校は、配付資料「01_見積資料_空調機器表(教室一覧表)」に示した、見積対象外4校を除く、37校です。配布資料「05_参考資料_学校台帳(平面図)」の内、統廃合検討対象校(見積対象校)について資料漏れがありましたので、配付希望事業者へ別途お送りいたしますので、これら配付資料から整備対象教室をご確認ください。 なお、受変電設備改修の見積対象校は、配付資料「02_見積資料_受変電設備改修方針一覧表」に示した通りであり、統廃合の検討結果に関わらず、全41校の内、受変電設備改修対象となっている40校について、同資料内で示した改修内容で見積計上してください。 統廃合検討対象校については、4地区(玉川地区・菊間地区・大島地区・大三島地区)それぞれで協議中であり、令和9年3月までには空調整備対象教室を提示可能と考えています。提示次第、工事内容等について市と協議の上、業務に着手するものとします。 なお、4地区それぞれの協議により、小学校同士の統廃合以外の統廃(小中一貫校)となる場合には、小学校の空調整備が不要となる場合も見込まれます(事業費の減額)	
								<p>【参考】学校適正配置地元代表協議会(令和7年度)の開催状況(市HPリンク先)</p> <p>https://www.city.imabari.ehime.jp/kyouikut/tekisei02/kyogikai/</p>	
4	R8.2.27	6	第3	(1)	ア	空調設備等の選定に関する事項	(キ)として、今後の校舎の改修に配慮した計画とすることとあるが、改修に配慮した計画とはどういったものを指すか。	想定される改修としては、外壁改修が挙げられますが、配慮の仕方については提案に委ねます。	
5	R8.2.27	6	第3	(1)	イ	空調設備等の性能に関する事	(フ)として、230W/m ² (空調対象床面積)を基本とするとあるが、対象室の壁芯区画面積と考えてよいか。	お見込みの通りです。	
6	R8.2.27	7	第3	(2)	ア	室外機に関する事	(イ)として、室外機は直射日光の当たる場所に設置することとあるが、対象室が南側に面した場合はバルコニーに設置することは許容されるか。	南側以外に面したバルコニーに室外機を設置することが困難である場合には、設置可とします。	
7	R8.2.27	7	第3	(2)	ア	室外機に関する事	(オ)として、室外機は防振ゴム+コンクリートブロック基礎に設置することとあるが、土間コンクリートや基礎コンクリートに固定はしなくてよいか。	転倒防止対策ができていないと認められる場合は、土間コンクリートや基礎コンクリートに固定せずとも差し支えありません。	

質問回答（要求水準書）

NO	日付	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答	備考
8	R8.2.27	7	第3	(2)	ア	室外機に関する こと	(カ)として、室外機の据え付けに際しては、耐震計算を実施し計算書を提出することとあるが、何に対する耐震計算書が必要か。	室外機をアンカー固定する場合に限り、アンカーの耐震計算書の提出を求めるものとします。	
9	R8.2.27	8	第3	(2)	イ	室内機に関する こと	(ハ)に関して、アスベストは無いものと考えて見積するが、仮にアスベストがあった場合の施工の変更については、変更工事費として対応いただけるか。	要求水準書P8〔3(2)イ(ハ)〕について、石綿含有吹付け材の除去が必要となった場合は、契約書に基づき契約代金の変更を行います〔要求水準書P.20:6(3)ウ(イ)〕	
10	R8.2.27	8	第3	(2)	オ	電気設備に関する こと	(ア)aに関して、各学校の対応方針についてははすることとあるが、追記内容があれば記載いただきたい。	当該箇所は記載誤りです。「各学校の対応方針についてははすること。」は、削除して読み替えてください〔要求水準書P8:3(2)オ(ア)(a)〕	要求水準書内容から修正あり
11	R8.2.27	8	第3	(2)	オ	電気設備に関する こと	(ア)(b)に関して、将来設置する空調設備等を見込んだ予備回路を見込むこととあるが、どの程度を想定するのか指示いただきたい。	配布資料「参考資料_キュービクル更新計画図」のとおり、実機予備2回路、将来用スペース3回路分程度を見込んでください。	
12	R8.2.27	9	第3	(2)	オ	電気設備に関する こと	(ア)(k)に関して、耐塩塗装の要否は海岸からの距離が1km以内を目安とするとあるが、室外機の耐塩仕様と合致する学校と合致する方が適当ではないか。	室外機の耐塩仕様は、海岸からの距離が1km以内で設定しており、受変電設備の仕様に関しては記載の通りです。	
13	R8.2.27	11	第3	(3)	イ	不要となる機器等の撤去に関する こと	(ア)として不要になる既存空調設備等を撤去し適切に処分することとあるが、空調機器表に記載の玉川中学校以外は撤去する空調機はないとの認識でよいのか。	お見込みの通りです。	
14	R8.2.27	16	第5	(2)	ク	その他施工に必要な業務	(ア)掘削に伴う残土が発生する場合は分析調査を実施し、適切に処分することとあるが、処分量に関わらず分析調査する必要があるか。	場外に搬出する場合は、処分量に関わらず、分析調査が必要です。	
15	R8.2.27	16	第5	(2)	ク	その他施工に必要な業務	(イ)として、最終の工区内説明細書を作成することとあるが、当該工事費内訳書明細書は何のために必要か。提出する要求はあるか。	出来形確認に利用するため、提出してください。	
16	R8.2.27	17	第5	(3)	ク	検査義務	(ア)に示す市の担当部局（建築担当部局）による部分使用に係る確認と(イ)で示す市の完成検査は、どちらも同じタイミングになるのではないか。	(ア)に示す市の担当部局（建築担当部局）による部分使用に係る確認は、部分使用前に実施しますが、(イ)で示す市の完成検査は、最終の引渡し前に実施します。	

質問回答（要求水準書）

NO	日付	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答	備考
17	R8.2.27	19	第6	(2)	イ	連絡調整	定例会議は各学校における工事期間中に実施するとの認識でよいか。開催頻度は月1程度でよいか。	情報共有や業務調整が適切に行えるよう適宜、実施してください。	
18	R8.2.27	19	第6	(3)	ア	設計業務着手時の事業費見積書	各業務費とは、設計業務費と施工業務費のことか。事業費見積書とは全体の総額見積のことか。	各業務費とは、設計業務費、施工業務費です。 事業費見積書については、学校ごとの各業務費を計上してください。 ※要求水準書P19（6（3）ア）の工種別内訳及び諸経費については、事業費見積書に計上不要です	要求水準書内容から修正あり
19	R8.2.27	20	第6	(3)	イ	設計業務完了時の工事費内訳明細書	単価、数量及び諸経費を定めた工事費内訳明細書を提出することとあるが、工事着手するには各学校の図面を了承いただくだけで、内訳書は確認範囲外との認識でよいか。	設計業務完了成果品として、図面や事業費見積書と一致する工事費内訳明細書が必要であり、確認対象です。	
20	R8.2.27	24	第8	(1)		設計業務に係る計画書、報告書等	設計業務着手前に必要となる、要求性能確認とは何を示すのか。基本となる要求性能表があるのか。	要求性能確認とは、設計業務および施工業務を行う際に、要求水準書を満たしているか確認することであり、要求性能確認書とは、それらを確認するチェックリストのことです。	
21	R8.2.27	14	第5	(2)	イ	光熱水費等の負担区分	(ア)の工事用電力、水道、ガス等について、軽微なものであれば貴市の費用として使用可能か。	原則、事業者対応としますが、契約後の協議によります。	
22	R8.2.27	15	第5	(2)	エ	工事現場の管理	工事場所ごとに常駐しないため、工事日報等はある程度の学校をまとめた日報とし、一定期間ごとの整備でもよいか。	竣工図書として工事日報の提出は求めておりませんが、書類の整理方法については、契約後の協議によります。	
23	R8.2.27	17	第5	(3)	オ	工事書類・図書等の提出	(イ)に関して、施工計画書は全体で作成し、各学校の必要事項のみ記載としてよいか。	契約後の協議によります。	
24	R8.2.27	27	第8	(2)		施工業務に係る計画書・完成図書等	注) オの監督職員立会写真は必要か。	必要です。	
25	R8.2.27	27	第8	(2)		施工業務に係る計画書・完成図書等	注) キの機器材料搬入検査に貴市職員の立会が必要か。	原則、必要です。	
26	R8.2.27	12	第4	(2)	ア	工事費内訳明細書	設計図と同時に施工する工事費内訳書は、提案書類内の提案価格内訳書の施工業務費と一致する必要がありますか。	設計図と同時に提出する工事費内訳明細書は、提案書類内の提案価格内訳書の施工業務費と一致する必要があります。	

質問回答（要求水準書）

NO	日付	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答	備考
27	R8.2.27	23	第7	2		建設費増大	現地を確認しないと想定できない事象に対する金額変更はどちらの負担となりますか。	現地調査により判明した事象への対応費用は、原則として受注者の負担となります。本事業では、設計・施工前に適切な事前調査を行うことが受注者の義務とされており、参考資料（基本計画図等）と現地の不一致も含め、提案価格の範囲内で適切に設計・施工を行う必要があるためです。なお、契約代金の変更は、市による追加要求や資料に示されていないアスベストの発見等、要求水準書P.20〔6（3）ウ〕に定められた特定の例外ケースに限られます。	